

現在、当法律事務所に寄せられているご質問について以下のとおり回答させていただきます (FAQs)。

今後、ご質問の状況に応じて情報を更新する予定です。

第1 窓口関係について

Q1 大江・田中・大宅法律事務所の弁護士が破産管財人になるのでしょうか。

A1 当事務所は、破産申立手続を代理した法律事務所であり、破産管財人は、別途裁判所から選任されています。

本件の破産管財人、及び連絡先は下記のとおりです。

記

[破産管財人]

森・濱田・松本法律事務所

関戸 麦 弁護士

[連絡先]

〒100-8222

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所 管財人室

Email: mhm_serenity_shitumon@mhm-global.com

破産者株式会社 SERENITY のホームページ内「破産手続開始申立てのご連絡」内において記載があるとおり、令和3年8月31日午後1時以降の当社及び関連会社の破産管財業務に関するお問い合わせについては、上記 Eメールアドレスにご連絡ください。なお、破産管財人及び破産管財人の所属する法律事務所へのお問合せは、破産手続に支障が生じる原因になりますので、厳にお控えください (なお、これらのお問合せについて、破産管財人が個別に回答しないことについては、Q6 をご覧ください。)

破産管財人に対するお問合せについては、破産管財人が別途開設するウェ

ブサイトにおいて、FAQs の形式で回答する予定とのことです。

Q2 今回の手続きについて、今後はどのように情報を得ればよいでしょうか。

A2 本年8月31日付の破産手続開始決定に伴い、破産会社の管理処分権は、破産管財人に専属しています。今後、債権者の皆様に対しては、破産管財人が開設する「破産管財人のウェブサイト」において情報提供がなされる予定です。

「破産管財人のウェブサイト」が開設されましたら、本サイトにおいて、URL（リンク）を掲載する予定ですのでそちらをご確認ください。

第2 破産手続一般について

Q3 破産手続とはどのような手続ですか。

A3 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督のもと、裁判所から選任された破産管財人が、公正・中立の立場で、破産会社の財産を管理した上で、財産状況を調査し、換価できる資産がある場合には換価し、債権者に配当を行う手続です。

Q4 今回の件で、お金は返ってくるでしょうか。

A4 破産管財人は、破産会社の財産を調査し、それらを換価・回収して現金にした上で、破産管財業務に必要な費用や租税などの優先的な債権を支払ったのちに、なお残余があれば、それを破産債権の額に応じて破産債権者へ平等に分配（配当）します。

本件で配当があるか否かは、今後の破産管財人による調査と破産財団の形成状況により決まりますので、現時点では判明していません。

今後、破産管財人から債権者の皆様に対して、破産財団の財産状況について報告がなされる予定です。

Q5 今後、債権者として裁判所などに行く必要はありますか。

A5 本破産事件については、破産法第31条第2項により破産債権の届出期間

と破産債権の調査をするための期日を当面定めないとされました。今後、破産管財人により、財産状況報告集会や債権者説明会の開催に代えて、破産管財人ウェブサイトにおいて、書面での報告がされる予定です。

Q6 破産管財人に連絡したのに、返信がありません。

A6 破産管財人によれば、破産管財業務に関するお問合せは多数に上ることが想定されるため、頂いた連絡に個別に回答することは致しかねるとのことです。今後開設される破産管財人ウェブサイトにおいて、破産財団の状況等の報告がなされる予定ですので、そちらをお待ちください。

第3 破産者株式会社 SERENITY に関する業務について

Q7 今後、破産者株式会社 SERENITY が行っていた事業が再開することはありますか。

A7 破産者株式会社 SERENITY の事業は停止しておりますので、同社が運営していた又はリリースされる予定であった各事業 (SERENITY KINGDOM、SRL、WWWL、TIGERGAME 等の一切の事業) が行われる予定はありません。

Q8 破産者株式会社 SERENITY 及び関連会社のサービスの中に自動引落としのものがありません。今後も口座からの自動引落としがされてしまうのでしょうか。

A8 破産会社においては、申立代理人にて、金融機関及び収納代行業者に対して引落としの停止を要請しています。

破産申立前後に自動引落とし処理が実施された場合の処理については、今後、破産管財人にて事実関係を整理の上で検討されることとなります。

第4 弁済について

Q9 破産者株式会社 SERENITY やその関連会社や個人から個別に弁済される

ことはありますか。

- A9 既に破産手続開始決定が出されている法人（破産会社）においては、法律上、個別の弁済は禁止されているため、弁済がなされることはありません。破産債権者に対しては、破産手続における配当手続が実施された場合に、債権額に応じた弁済がなされることとなります（「配当」については、A4をご参照ください。）。

第5 破産に至った経緯について

- Q10 破産者株式会社 SERENITY はどうして破産申立てをするに至ったのでしょうか。

- A10 破産に至る経緯については、最終的に破産管財人によって調査され、債権者の皆様に対して報告されますので、そちらをお待ちいただければと思います。

破産会社としては、システム開発費用をはじめとする各種業務委託費や、その他人件費などの販売管理費が毎月相当額に上る状況の中で、令和3年2月以降、SERENITY KINGDOM 内のシステムトラブル等に起因して利用者が減少し、その後、他の事業においても想定どおりに事業開発が進まなかったことと、国内外からの資金調達が思うように進まず資金繰りが悪化し、最終的に業務委託費や SLR による買取請求に対する支払を一般的かつ継続的に行うことができなくなったことから、支払不能に陥り、破産申立てに至ったものと認識しております。

第6 破産者株式会社 SERENITY 代表取締役園田正文氏について

- Q11 破産者株式会社 SERENITY 代表取締役園田正文氏（以下「破産者個人」といいます。）の責任はどのようになるのでしょうか。

- A11 破産者個人は令和3年9月14日付で東京地方裁判所に破産を申立て、同日17時に破産手続開始決定が出ています。今後は、破産管財人のもとで資産の調査と換価手続が行われます。なお、法人と個人は別人格になりますので、仮に破産者株式会社 SERENITY に対して債権をお持ちの方で

も、破産者個人に対して債権をお持ちでない場合には、個人の破産手続には関与いただけません。

Q12 今後、破産者個人から任意の弁済が行われることはありますか。

A12 破産者個人は破産申立てにより債権者への個別の弁済が禁止されています。したがって、債権者に対して、個別に弁済を行うことはありません。配当手続については、**Q4** をご覧ください。

Q13 私は、破産者株式会社 **SERENITY** の債権者ですが、破産者個人の個人資産があった場合に、破産者個人の資産から配当されることはありますか。

A13 法的には、会社と個人は別人格であり、別個の破産手続として扱われますので、破産者個人に対しても債権をお持ちの方については同氏の破産手続において債権届出をしていただく必要があります。その後、破産管財人の資産調査及び資産の換価状況によって、配当手続がなされる可能性があります。破産者個人に対してではなく、破産者株式会社 **SERENITY** に対してのみ債権をお持ちの方については、同社の破産手続においてのみ配当の可能性があることとなります。

Q14 破産者個人の破産手続について、債権者集会は開かれますか。

A14 本破産事件は、破産者株式会社 **SERENITY** 他 2 社の破産事件と同様に、破産法第 3 1 条第 2 項により破産債権の届出期間と破産債権の調査をすすめるための期日（債権者集会期日）を当面定めないとされました。したがって、少なくとも当面の間、裁判所において債権者集会は開かれないこととなります。

以上